

議案第79号

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「平成26年総務省令第85号」の次に「。以下「番号省令」という。」を加える。

第3条第2項中「通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準」を「個人番号カード等に関する技術的基準」に、「通知カード（番号法第7条第1項に規定する通知カードをいう。以下「通知カード」という）」を「個人番号通知書（番号省令第7条に規定する個人番号通知書をいう。以下同じ）」に、「通知カード及び個人番号カードの」を「個人番号通知書及び個人番号カードの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。